

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 国土交通省・内閣官房・内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 都市計画税 ）	
要望項目名	都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設を有する建築物に対する課税標準の特例措置の創設	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設について、以下の課税の特例措置を講じる。</p> <p>・ 対象施設の固定資産税・都市計画税の課税標準控除（課税標準1/2控除、5年）</p> <p>(対象施設) 備蓄倉庫スペース</p>	
関係条文	[]	
減収見込額	(初年度) ▲ 9 (-) (平年度) ▲ 14 (-) (単位: 百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組みの促進等を行うこととされている。</p> <p>また、「日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）」において、各分野において当面、重点的に取り組む施策として「首都直下地震等の万一の場合に備え、東京圏の中核機能のバックアップの確保について基礎的な検討を進める。また、大震災発生時における都市の滞在者等の安全の確保を図り、ソフト・ハード両面にわたる総合的な防災対策を講ずるための法制度について、次期通常国会に法案提出を目指す。」ことが掲げられたこと等を踏まえ、都市再生特別措置法の改正を行い、平成24年7月1日より施行されたところ。</p> <p>直近では、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において大都市等の防災機能の向上が重要施策として位置付けられ、都市再生安全確保計画の策定・実施に取り組んでいくことが盛り込まれたほか、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策（平成24年7月31日国土交通省）の中においても、大都市等の防災機能の向上を推進するための税制支援等の取組みを行っていくことについて盛り込まれた。</p> <p>東日本大震災の際、大都市の交通結節点において、就業者、来訪者等の多数の帰宅困難者が発生したが、首都直下地震等の大規模地震発生時には、これをはるかに上回る混乱と人的被害の発生が予想されており、上記法律の枠組みに基づき、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図ることが重要。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
ページ		2 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する
	政策の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定地域及び緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき備蓄倉庫等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数 目標値：20 地域
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年
	同上の期間中の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定地域及び緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき備蓄倉庫等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数 目標値：20 地域
政策目標の達成状況	東日本大震災の際、大都市の交通結節点において、就業者、来訪者等の多数の帰宅困難者が発生したが、首都直下地震等の大規模地震発生時には、これをはるかに上回る混乱と人的被害の発生が予想されており、甚大な人的・経済的被害等の抑制を図ることが重要。 本特例の措置により民間主体にインセンティブを与えることで、備蓄倉庫等の整備が促進され、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図ることが可能。	
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成 25 年度：固定資産税 40 件、都市計画税 40 件 平成 26 年度：固定資産税 80 件、都市計画税 80 件 (適用事業者の範囲) 都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設を保有する者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置をインセンティブとして備蓄倉庫が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生安全確保計画を作成する上で必要となる実態把握などの基礎的な調査等に対する補助【内閣府：国費 1.5 億円】 都市再生安全確保計画の作成又は都市再生安全確保計画に記載されたハード・ソフト両面の防災対策の実施に対する補助【国土交通省：国費 3.4 億円】

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定地域及び都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設を取得または整備した場合に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。
税負担軽減措置等の適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—	
前回要望時の達成目標	—	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	平成 24 年度 「街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進に係る課税の特例措置の創設」として要望	